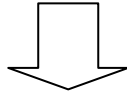


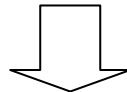
## 消費者安全法改正に係る消費生活条例の改正について

### 消費者安全法の改正

高齢者等の消費者被害の深刻化等を踏まえ、配慮が必要な消費者の見守りのネットワークづくりや相談体制の整備を行うことを目的として、消費者安全法が改正されました。（平成28年4月施行予定）



この改正により、都道府県及び市町村は、消費生活相談員の職務及び要件、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について、条例で制定するよう義務付けられました。



### 京都市の対応

- 今年度中に、条例に盛り込むべき内容が内閣府令（参酌基準）により提示される予定となっていますので、その内容を踏まえつつ、平成27年度から改正作業に着手し、改正法が施行される平成28年4月までに条例を制定します。
- 改正案については、当審議会では報告等させていただきます。